

標準予防策

i. リネン類の取り扱い

内容

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. リネン類の取り扱い | 1 |
| 2. 一類～四類感染症患者に使用したリネン類の取り扱い | 2 |
| 3. 熱水洗濯が必要なリネンの取り扱い | 3 |



Ctrl

+ F

でワード検索ができます。

I. リネン類の取り扱い

当院では、使用後のリネン類の洗濯を外部委託している。リネン類は、汚染状況により「清潔リネン」「使用後リネン」「感染性リネン」「患者私物の感染性リネン」に区分し、表Ⅰに基づいて取り扱う。

使用後リネンを保管場所まで運搬する際は、血液や汗を除く体液の付着にかかわらず、汚染を前提とした取り扱いとする。一度に持ちきれず床面等に一時的に置く必要がある場合などは、ビニール袋を用いてリネンを覆い、環境への汚染拡大や交差感染リスクを低減させる。

外部委託業者へ搬出されるまでのリネンを一時的に保管する場合は、患者および家族が接触できない管理区域内で実施する。施錠可能なリネン保管庫内で保管し、蓋付きの回収容器に収納して管理する。これにより、不適切な接触や環境汚染の防止を図る。

表Ⅰ. 分類別リネン類の取り扱い

分類	運搬・保管場所	取扱の注意点
清潔リネン	<ul style="list-style-type: none"> 汚染リネンとは別々に運搬する 扉のある保管庫やキャビネットで衛生的に管理する 	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯した清潔なリネンを最下に配置し、最上にあるリネン類から使用する むやみに触れずに、必要時に必要枚数を取り出す
使用後リネン	<ul style="list-style-type: none"> 使用後のリネンは、専用の蓋付き回収容器に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 血液・汗を除く体液等が付着していないことを確認する 使用後のシーツをはがす際には、汚染面を内側に丸め込み、埃が立たないよう静かに行う 複数のベッドでシーツ交換する際は、必ず1ベッド毎に手指衛生を実施する
感染性リネン	<ul style="list-style-type: none"> 透明のビニール袋に密封し、袋に『感』と記載し、蓋付きの感染性リネン回収容器に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 個人防護具を着用し、リネンごと、埃を立てないよう静かにビニール袋に入れる 血液・体液等によって著しく汚染しているリネンは廃棄し、廃棄したリネンの種類・枚数を委託業者に報告する
患者私物の感染性リネン	<ul style="list-style-type: none"> 透明のビニール袋に密封し、家族等に洗濯を依頼する 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅では通常の洗濯でよい。ただし、著しく汚染している場合には、患者または家族に取り扱いを確認し、可能であれば同意を得たうえで廃棄する 感染性胃腸炎の場合、便・吐物によって汚染した感染性リネンの洗濯の際には、洗剤に加え塩素系漂白剤の使用を推奨する

2. 一類～四類感染症患者に使用したリネン類の取り扱い

感染症法に定める一類～四類感染症患者に使用したリネン類は、下記（表2）に従い、適切に処理する。職業感染防止対策のため、リネンを取り扱う際には、必要な個人防護具を選択し（I-c「標準予防策個人防護具の使用」参照）、正しく着脱を行う。

I) 一類感染症

使用後のリネン類はすべて耐熱性の感染性廃棄物容器に入れて、感染症病棟のオートクレーブ（高圧蒸気滅菌器）にて滅菌した後、感染性廃棄物として廃棄する。

2) 二類および三類感染症

基準寝具の感染リネン（血液・体液等による汚染の有無に関わらず）は、院内 80°C・10 分以上の熱水洗濯を行い、感染性をなくした後に洗濯を外部委託する。熱水洗濯に際しては、必要な個人防護具を適切に使用し、職業感染防止対策およびリネンからの病原体伝播防止を徹底する。

結核以外の二類感染症において、感染症病棟で使用した感染性リネンは、病原性が分からぬ国内早期の発生時点または拡散リスクが高いと判断される状況では廃棄しても可とし、関係者で協議した上で取り扱いを検討する。

3) 四類感染症

マダニや蚊、汚染された水などから感染する感染症で、多くはヒト-ヒト感染がないため、標準予防策での対応となる。しかし、使用後のリネン類の取り扱いは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第二十九条※」の規定に従い、院内で熱水洗濯を行った後に洗濯を外部委託する。

表2. 感染法に定める感染症分類に応じたリネンの取り扱い

感染症分類	主な感染症	使用後のリネン類の取り扱い	
		基準寝具等	入院セット分タオル
一類	エボラ出血熱、ペスト、痘そう、ラッサ熱など	感染症病棟のオートクレーブにて滅菌後、感染性廃棄物として <u>すべて廃棄</u>	
二類	結核	結核・四類は確定例から下記を開始 三類は疑いの時点から下記を開始 ↓ 病棟で水様性ランドリーバックに入れ、回収依頼する（詳細は I-i-3）	ビニール袋に入れ、『感』と記載し、感染性リネンの回収かごに入る
三類	腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、細菌性赤痢など		
四類	E型・A型肝炎、デング熱、ライム病、マラリア、レジオネラ、エキノコックス症、狂犬病、つつが虫病など	↓ リネン室で 80°C 10 分以上の熱水洗濯をする	

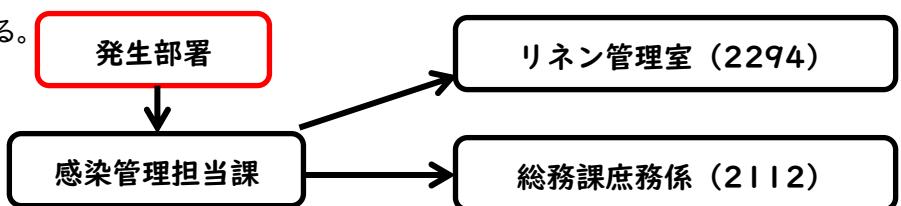
※都道府県知事は、四類感染症の発生を予防し、当該感染症の病原体に汚染された疑いがある衣類、寝具について、その所持者に対し、

消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる（一部抜粋）

3. 热水洗濯が必要なリネンの取り扱い

1) 患者発生時の連絡

二類～四類感染症患者が発生（確定）した場合は、感染管理担当課（2630）に連絡する。ただし、結核および四類の『疑い』例で経路別予防策を開始している段階では、感染性リネンの取り扱い（I-i-1）とし、热水洗濯は不要である。



2) 热水洗濯が必要な感染性リネンの取り扱い

① 水溶性ランドリーバッグの準備

- SP-D 物品倉庫から水溶性ランドリーバッグ（アクアフィルム®）を必要枚数持ち出す。
※「特大」「大」「特小」の 3 種類があり、リネンの量・大きさに応じて選択する。
- 伝票や申し込みは不要で、夜間・土日・祝日も対応可能である。



写真 1. SP-D 物品倉庫入ってすぐ左の棚に配置

② 専用容器の準備

- 50L 程度の蓋付き容器を 2 つ準備し、基準寝具用と病棟管理リネン用に分ける。容器には I-i-4 と 5 をそれぞれ貼る。

③ 病室内でのリネンの投入

- 蓋付き容器の内側に水溶性ランドリーバッグをセットしておく。
- 使用後リネンはその場でバッグに入れ、容器内に蓄積していく。
※掛布団カバーやカーテンは、フックを外してから投入する。
- 容器は病室内に設置し、外部に持ち出さない。

④ 患者退出時または使用後リネン満杯時の対応

- 患者退出後、または水溶性ランドリーバッグが満杯になったら密封する。
(热水洗濯機の投入口に入るリネンの大きさは特大サイズだと 7 割程度)
- 受け取り担当者がビニール袋で包み、病室外へ出す。

⑤ 回収依頼と保管

- リネンの種類・枚数を洗濯物依頼伝票に記載しビニール袋に貼る。
- 汚染リネン庫に保管した後、発生部署からリネン管理室（2294）に回収依頼をする



所 職	年	月	日	印	印
洗濯物 依頼 伝 票	品名	数	量	単価	金額
合 計					
上記のとおり依頼します 令和 年 月 日 既名					
上記の洗濯物領取しました 令和 年 月 日 既名					

通常業務では看護補助員が記載してくれている伝票

この用紙は、三類感染症疑いもしくは、結核・四類感染症の確定例の際に、
リネン回収容器(グレーBOXなど)に貼って活用してください

基準寝具用

種類	枚数
シーツ	
体交シーツ	
病衣(上)	
ズボン	
ガウン	
包布(カバー)	
肌掛け(布団)	
タオルケット	
枕(頭)	
枕カバー	
北基フェイスタオル	

*基準寝具と病棟管理リネンは分けてアクアフィルムに入れてください

*正の字で枚数を把握してください

*病室外に出す時は、大きなビニール袋にまとめてください

*ビニール袋に洗濯物依頼伝票を貼って、汚染リネン庫で保管

*回収依頼はリネン管理室(2294)へ連絡してください

この用紙は、三類感染症疑いもしくは、結核・四類感染症の確定例の際に、
リネン回収容器(グレーBOXなど)に貼って活用してください

病棟管理リネン用

分類	種類	個数
①	体交枕	
②	セグフィックス	
	補助ベルト	
	ミトン	
	止血帯	
③	カーテン (フックは外す!!)	
	カーテンフックは、Vロックで拭き取り後にビニール袋にまとめる	
④	バスタオル	
	病棟フェイスタオル	
	湯袋	
	体交枕カバー	
	バイリン	破棄

*①-④の分類ごとに分けてアクリルフィルムにまとめてください

(金属とビーズ枕などを一緒に熱水洗濯機にかけると破損の原因となるため)

*洗濯物依頼伝票も①-④の分類ごとに分けて記載してください

*ビニール袋でまとめるときは①-④の分類が混在していても構いません。